

知的障害者の 投票環境調査実態と意見

沖縄県手をつなぐ育成会 理事長 田中寛

沖縄県における

基本的人権に基づいた 障害者へのサポートが必要

私たちが毎日、それぞれの地域で安全に安心して暮らすことを目的として、「民主主義」「基本的人権の尊重」「平和主義」の三つを原則とした憲法があり、その基本的人権には参政権、つまり国民が主権者として国の政治に参加する権利が含まれています。障害者基本法には投票を希望する障害者が円滑に投票できるように、投票所の施設または設備の整備など必要な施策を講ずる義務があるとされています。2013年に改正された公職選挙法では、自ら候補者の氏名を投票用紙

に書けない場合に代筆してもらえる代理投票の要件として「心身の故障その他の事由により」と明記され、その上での合理的配慮として、支援を依頼する内容を記載する意思確認ツールの作成・用意も必要とされています。

代理投票の周知の現状について 実態調査を実施

おとし、行政相談業務や調査業務を行う総務省沖縄行政評価事務所より、沖縄県内における知的障害者の生活環境や行動の実態について相談を受けたおとしに、選挙時の投票行動、特に行政による代理投票の周知の現状についての実態調査を私から依頼しました。

2023年11月から12月にかけて、行政評価事務所が沖縄県内41全市町村の自治体の各選挙管理委員会に調査を行った結果、2022年7月の参議院選挙時点に代理投票制度について「周知していない」自治体が26市町村(約63%)、ホームページなどで「周知している」のは15市町村(約37%)でした。(図1)

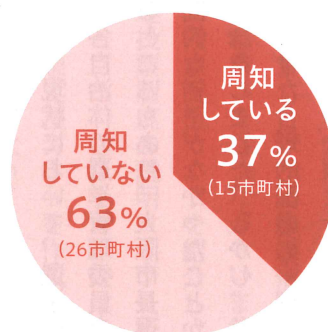


図1 代理投票制度の周知
沖縄行政評価事務所の調査
(2023年11月～12月)

また、「周知していない」理由としては、回答の多い順に「投票所において説明しているため」「必要性があまりないため」「国や県が行うと思っているため」「周知のための参考資料などを未作成のため」などでした。

さらに、投票支援カードやコミュニケーションボードなどの意思確認のためのツールの作成や準備の確認については、「している」と答えたのは7市町村(約17%)で、「していない」市町村は34カ所(約83%)でした。(図2)

この調査結果により沖縄行政評価事務所は「知的障害者のための投票環境の整備の推進について」として、実態報告と改善推進委員会の審議結果から代理投票制度の積極的な周知等が必要だとの参考

連絡を県・市町村選挙管理委員会に対して行いました。

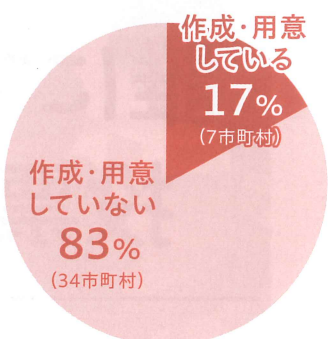


図2 意思確認ツールの作成・用意
沖縄行政評価事務所の調査
(2023年11月～12月)

支援者である保護者に投票行動の仕組み等の認識が希薄だったこともあり、読み書きができないなどの理由で、投票に参加されていない人が多数いるのだと思っています。

とても残念な今回の調査結果を受け、行政には障害者の参政権に対する意識が欠如しているとの疑念をもちました。その原因としては、知的障害があると「投票行動ができない」と誤った認識をもつなど、知的障害特性への理解不足があるのではないかと思います。

「投票に行きたい」と思える 環境整備を進めていきたい

知的障害者には、自己の意思表示が不得手である人や、物事に対する理解力不足で支援を必要とする人もいます。しかし、わかりやすい公約や選挙広報の提示などにより「投票に行きたい」と思ってもらえる環境整備は必要で、その点では現在の沖縄県の投票状況は最善とは思えません。

県外の市区町村の中には、事前に代理投票を絵図などにしたチラシを作成・配

布したり、知的障害者の特性に合わせた支援内容を確認するための投票支援カードなどを配布するなど、知的障害者の投票行動を支援する取り組みが行われているところもあります。

しかし沖縄県内の今回の調査結果では、知的障害者の投票を念頭に置いた代理投票制度の事前周知や投票支援カードなどを用意している市町村が少なく、知的障害者が置き去りにされている現状があります。

障害者投票率の低さの原因は、保護者の政治への関心度の低下も考えられますが、代理投票制度の啓発を行政や家庭だけでなく、障害当事者の就労企業、障害者施設・事業所、さらには教育関係や支援団体のホームページや広報誌への掲載などを活用した周知活動も必要だと思います。また同時に、各場所において疑似代理投票選挙の実施も計画されてはいかがでしょうか。

障害者の意思や権利を尊重し、誰もが参政権を行使できる環境整備を社会全体で積極的に取り組み、一日でも早く共生社会が実現することを望みます。

読み書きができず 投票に参加していない人が多数

今回の沖縄行政評価事務所の調査結果によると、沖縄県内の選挙人名簿登録者数は117万3785人(2021年9月時点)で、そのうち18歳以上の療育手帳所持者は1万2859人(約1.1%)ですが、直近の国政選挙において知的障害以外の障害者も含む代理投票件数は1544件のみでした。

代理投票件数の少ない原因は、多くの県民に代理投票制度の情報提供などの周知が不足しているために、障害当事者や

手をつなぐ

2025

1 月

[No.827]

手をつなぐ

New Inclusion Japan Association, Inc.
2025 年1月1日発行 2015 年4月22日第三種郵便物承認 1月号(827号) ISSN 1344-5510 全国手をつなぐ育成会連合会 定価 400 円

特集

参加している?

選挙のこと、政治のこと

今月の問題

教育場面における合理的配慮の浸透を

ひびき

林家きよ彦 (落語家)



介護が必要となることは、 誰にでも起こりえます

要介護となった
主な原因 1 位
認知症

2 位
**脳血管疾患
(脳卒中)**

3 位
骨折・転倒

出典：厚生労働省 2019 年 国民生活基礎調査の概況

～全国の会員の皆様の声～

- ✓ 親亡きあとも心配だが、その前に自分自身に介護が必要になるかも。そのことも考えないといけない。
- ✓ 自分の介護になったときにお願いできる人がいない。介護施設の利用を前提に準備をしておかないと。



こどもに負担をかけたくない! と思った今、備え始めましょう

ご家族
向け

手をつなぐおたすけプラン 介護

当制度は、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です

<K1プランの場合>

(保険期間 1 年、 団体割引10%)

保険金の使途に制限はありません

軽度認知障害 (MCI) と診断されたら 一時金として **10 万円**

公的介護保険の要介護 2 以上と認定されたら 一時金として **200 万円**

満年齢 (歳)	50～54	55～59	60～64	65～69	70～74
月払 保険料	390円	680円	1,160円	1,910円	3,890円



パンフレット・詳しい内容は**こちら**

本資料は概要を説明したものです。詳しくはパンフレットをご参照ください。

【お問い合わせ先 (取扱代理店)】

一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会

TEL : 03-5358-9274

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社医療・福祉開発部第二課

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-17-6-2C

FAX : 03-5358-9275

受付時間：平日の午前 10 時～午後 6 時

(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

SJ24-08704 2024/10/08